参考資料6

これまでの議論の内容

## 発生抑制対策

(法5条、法7条、12条、23条、25条、26条、27条、 方針2. (2)、(3)、(5)①)

- 1. 発生抑制について更なる有効な方法を検討すべき。
- 2. 河川環境保全や3RのNPO・NGOも議論に加わるべき。
- 3. 廃棄物の不法投棄をなくし、適正な処理レベルを向上させる 必要がある。
- 4. モラル向上のために、清掃活動への参加等、長期的な対策が必要である。
- 5. 河口域での重点的で定期的なごみ回収により、海洋にごみが流出する ことを防ぐべき。
- 6. 自治体、NPO・NGO、地域の住民が連携し、普及啓発等を行うべき。
- 7.好事例・失敗事例を調査すべき。

## 財政措置

(法29条)

- 1. 財政措置は必要であるが、効果的・効率的な使い方をする 必要がある。
- 2. 事業内容に応じて(例:発生抑制対策)、重点的に予算配分 すべき。
- 3. 漂流ごみ、漂着ごみで予算が省庁間で分かれていて、使い勝手が悪い。
- 4. 地域グリーンニューディール基金の事業の効果を検証すべき。
- 5. 海岸林や海岸段丘上の漂着物の回収・処理が補助の対象外であることが問題。

## 漂流・海底ごみ

(附帯決議1.)

- 1. 漂流・海底ごみについても、対策が必要。
- 2. 海域及び海洋中で発生する漁業用のごみ(浮子、漁網、 ロープ、牡蠣養殖のパイプ等)の原因を究明すべき。

## その他

(法9条、10条、13条、14条、22条、24条、方針2、2.(5)③)

- 1. 国は、基本方針だけではなく、国として取り組むべき 事項と工程表を盛り込んだ基本計画を策定すべき。
- 2. 県域を越える広域的な対応が希薄。
- 3. ごみの発生源である自治体が海岸漂着物対策に積極的に 取り組むための措置や指導が必要。
- 4. 国は、都道府県に対する説明会や意見交換会を開くべき。
- 5. 川のごみは、河川及び河川敷への不法投棄のみではなく、 市街地の道路の植裁、橋からまたは風雨による散乱ごみ も多い。実態把握により、国土管理全体で散乱ごみ対策 を位置づける必要がある。